

## 基本施策1 地域包括ケアのしくみづくり

### 基本施策の説明（例）

地域ごとの特性や状況を踏まえて、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる中央区スタイルの地域共生社会の実現を目指して、高齢者施策において取り組んできた地域包括ケアシステムを基本的考え方とし、子どもや障害者などの制度や分野を超えて普遍化し、発展させていきます。

地域包括ケアシステムの構成要素

### 高齢者分野における 「地域包括ケアシステム」

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら一体的に提供され、高齢者の在宅生活を支えていく状態を目指すものです。



#### ●すまいとすまい方

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提となります。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要です。

#### ●生活支援・福祉サービス

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行います。生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様です。生活困窮者などには、福祉サービスとして提供されます。

#### ●介護・医療・予防

個々人の抱える課題にあわせてケアマネジメントに基づき「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって、必要に応じて生活支援と一体的に提供されます。

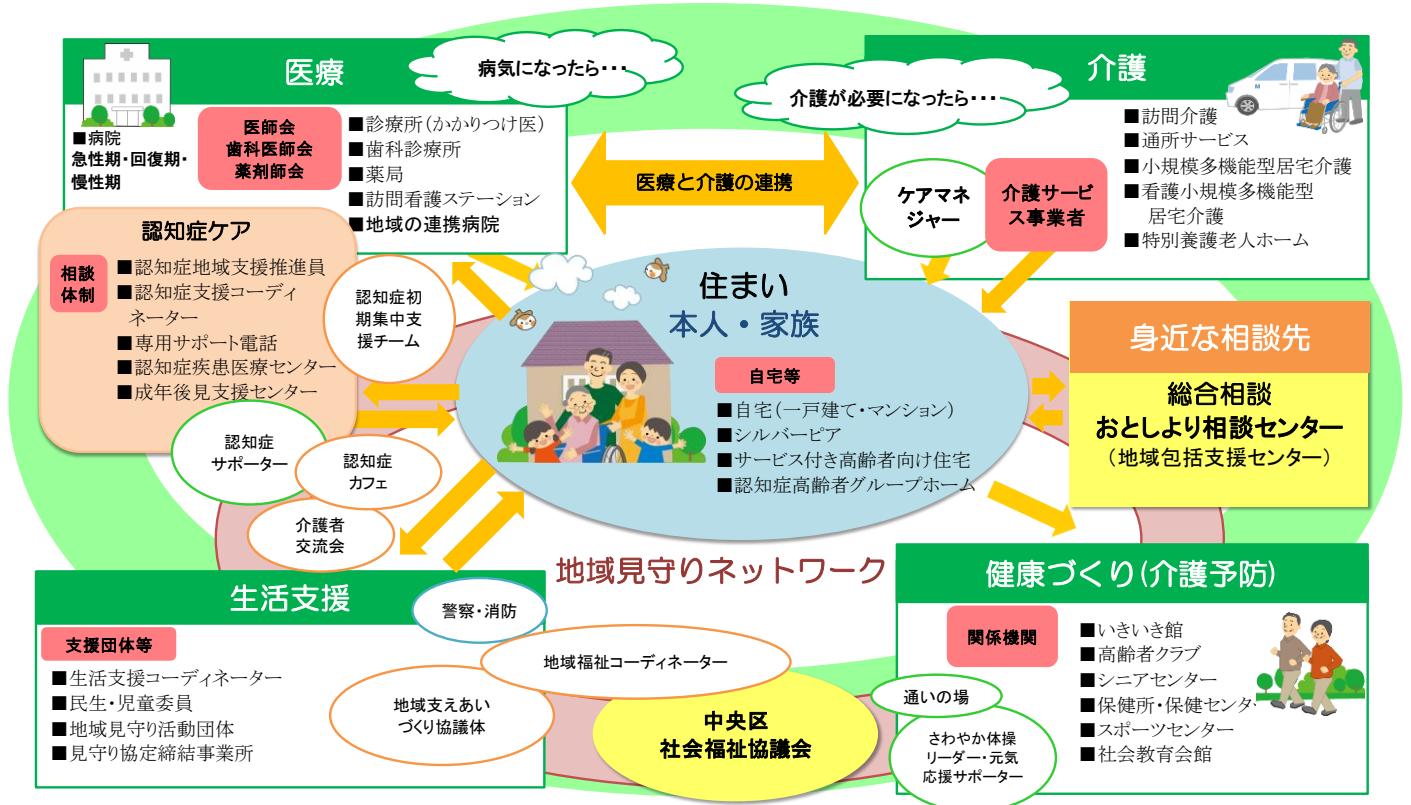
#### ●本人・家族の選択と心構え

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人・家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要です。

## 施策と取組の記載内容（案）

本区では、高齢者施策において、おとしより相談センター（地域包括支援センター）の充実をはじめ、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域密着型サービスの充実、地域での見守りネットワークの拡大といった地域での支え合いと多職種連携による地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

### 中央区における高齢者施策において推進する地域包括ケアシステムの姿

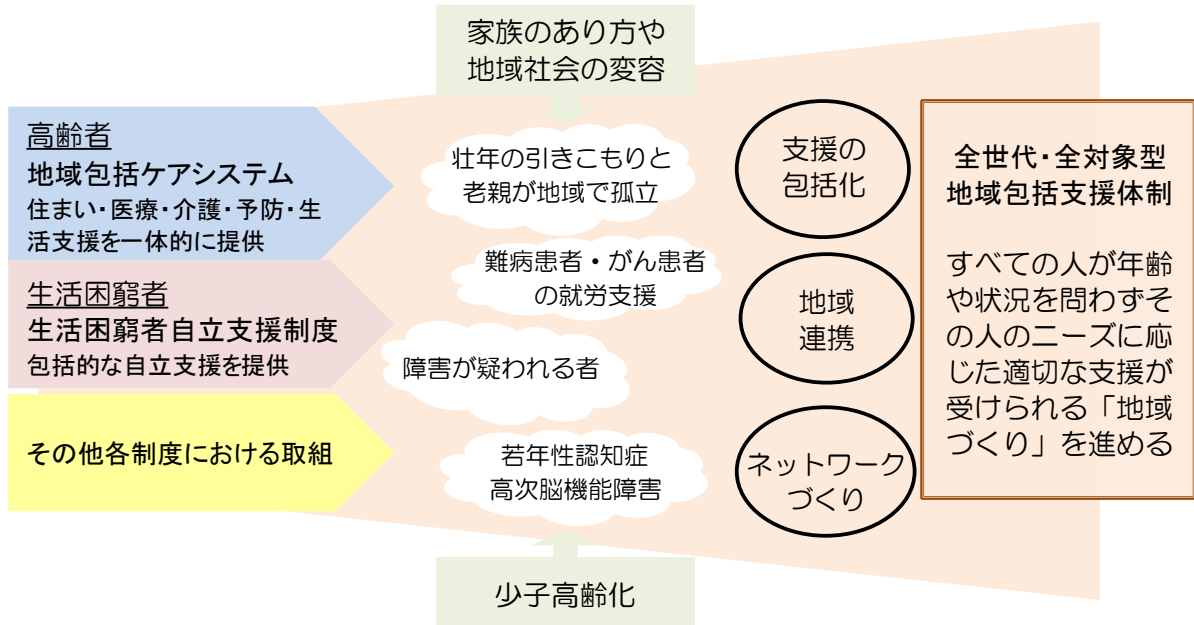


地域包括ケアシステムのみならず、平成27(2015)年度に創設された生活困窮者自立支援制度における支援の包括化と地域や関係機関における連携や支援ネットワークの構築は、近年、福祉分野における基本的な考え方となっています。

本区においても、その基本的な考え方を子ども、子育て家庭、障害者、生活困窮者、外国人、その他支援を必要とする人全体へと広げ、制度や分野を超えた共通の考え方として普遍化し発展させていくため、本区の各地域の特性をふまえて、行政内部の各専門の相談支援機関において多職種・多機関連携を強化し、制度の狭間の問題や複合的課題を抱える個人や世帯を丸ごと支援していく体制づくりについて、具体的検討を進めていきます。

## 施策と取組の記載内容（案）

### 地域包括ケアシステムの普遍化の必要性



出典：厚生労働省作成資料より（一部加工）

### 施策の方向性

基本施策1 《地域包括ケアのしくみづくり》のため、以下の5つの視点から施策を推進していきます。

- 施策の方向性 1-1 包括的相談支援体制の構築
- 1-2 健康づくりの推進
- 1-3 在宅療養支援の推進
- 1-4 生活支援等資源の発掘・開発
- 1-5 多様な住まい方の支援

## 施策と取組の記載内容（案）

施策の方向性ごとに【現状と課題】、【主な取組・事業】を記載する

### 施策の方向性 1－1 包括的相談支援体制の構築

【現状と課題】では、施策の推進が求められる背景や区の実情の現状、課題認識などについて記載する

#### 現状と課題（例）

これまで子どもや高齢者といった対象者ごとに公的支援制度が整備され、公的な保健福祉サービスの提供体制を充実してきました。本区においても、おとしより相談センター（地域包括支援センター）、子ども発達支援センターゆりのき、障害に関する相談連携体制の中心である基幹相談支援センターの拡充・整備などにより、各分野における包括的な相談体制を整備し対象とする方への支援を強化してきました。

しかしながら、昨今、「ダブルケア」（育児と介護を同時に行わなければならない状況）や「8050」（本人が安定した収入がないまま50代となり養ってきたその親も80代となり働くことが困難となることで孤立や困窮に追い込まれてしまう問題）といった、個人や世帯単位において複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケースが増加しつつあります。加えて、公的な支援の要件を満たさない「制度の狭間」や「社会的孤立」といった問題を抱えるケースも顕在化してきています。このような多様で複雑化するニーズに対しては、対象者や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難な状況です。

また、地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他の教育・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなどの生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービスに加えて民間サービスやボランティア等によるサポートを含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることによってはじめて満たされていくことが少なくありません。

このような社会的状況から、平成29(2017)年の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現にむけた包括的支援体制を整備することが区市町村に努力義務化されました。

地域の身近なところで総合的な相談が受けられる環境づくりに加えて、必要なサービスの適切な利用に結びつけられる体制づくりにむけて、多様な相談機関、サービス提供事業者、地域の支援者や活動団体等が十分な連携を図っていく必要があります。

※必要に応じて現状や課題に対応する調査結果やデータについて掲載する

## 施策と取組の記載内容（案）

施策を支える又はより推進していく主な取組・事業の内容を記載する

### 主な取組・事業（例）

	取組・事業	内容	所管課
1	身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備 新規	○○○○○○○○○○○○	○○○○○
2	相談支援包括化のための多機関連携強化 新規	○○○○○○○○○○○○	○○○○○
3	○○○○○	○○○○○○○○○○○○	○○○○○
4	○○○○○ 充実	○○○○○○○○○○○○	○○○○○

※施策に関連する言葉の説明やコラムを記載する

### コラム（例）

地域福祉コーディネーター（CSW：コミュニティソーシャルワーカー）とは？

- 📖 地域の中で支援を必要とする人を把握し、その人の直面する課題に対して地域と協働で相談援助や専門機関につなぐなどして、その課題の解決をめざして支援する福祉の専門職のことです。
- 📖 地域住民や関係機関・団体などに働きかけて、地域の中で課題を解決するための体制づくりも行います。
- 📖 実際に、社会福祉協議会が管理運営を行っている勝どきダイルームでは、高齢者の通いの場や子育て支援活動、介護者交流会、孤食防止のための食堂など、世代や種別を超えたさまざまな地域活動が定期・不定期に行われています。どれも住民主体による地域に開かれた活動で、地域福祉コーディネーターが広報の協力や各団体との連絡調整役を担いました。